

## 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の手続き & 健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の時決定について

### 【労働保険の年度更新の手続き】

労災保険及び雇用保険の保険料は、毎年、6月頃に所轄労働基準監督署から年度更新手続きの書類が送られてきますので、その書類にもとづき7月10日までに、前年度（4月～3月）の確定保険料と今年度（4月～3月）の概算保険料の申告・納付の手続きを済ましてください。

では、申告・納付にあたり確定保険料と概算保険料を算出手順をご説明します。

**ステップ1**：前年度の賃金総額を求める。

まず、前年度（4月1日～3月31日）までの賃金総額を求めます。

次の点に注意し、賃金を求めます。

- ・賃金には、住宅・通勤・管理職等の手当、残業代、現物給与（食事、衣服、住居）等は含まれます。ただし、退職金、祝い金、解雇予告手当、休業補償費等は含まれません。詳細は、送付書類の解説書を参考にしてください。
- ・昨年在籍した退職者の賃金もお忘れなく。
- ・アルバイト、パートの賃金を、雇用保険加入者か未加入者かで分けて求める。
- ・昨年4月1日時点で満64歳以上の方（高年齢労働者）は、雇用保険料が免除されますので気を付けてください。
- ・役員で労働者扱いの方（雇用保険加入者）の賃金も含まれます。

表1. 前年度（4/1～3/31）の賃金

	雇用保険の加入（適用）労働者			雇用保険の未加入労働者（パート、アルバイト等）(p)	全労働者の賃金総額合計 (i)+(p)
	正社員、パート、アルバイト、労働者扱いの役員	高年齢労働者（4/1で満64歳以上の方）	小計 (i)		
4月	円	円	円	円	円
・					
・					
・					
3月					
賞与					
合計	<b>A</b>				<b>B</b>

↑この方の雇用保険料が免除される

**ステップ 2**：確定保険料を求める。

まず、昨年度（4月～3月）までの労災保険料を求めます。

表 1 の B の全労働者の賃金総額<sup>注1</sup>×労災保険料率 . . . . . ①

次に、昨年度（4月～3月）までの雇用保険料を求めます。

表 1 の A の雇用保険加入者の賃金総額<sup>注1</sup>×雇用保険料率 . . . . . ②

① + ② が、**確定保険料③**となります。

**ステップ 3**：一般拠出金を求める。

一般拠出金の徴収制度は、「石綿による健康被害の救済に関する法律」により健康被害者の救済に当てるため、事業主に全額負担を求めています。

一般拠出金を求めます。

表 1 の B の全労働者の賃金総額<sup>注1</sup>×一般拠出金率 . . . . . ④

**ステップ 4**：概算保険料を求める。

今年度（4月～3月）の概算保険料を求めるにあたり、今年度の「賃金総額の見込み」を求めますが、「賃金総額の見込み」が、前年度の賃金総額の 100 分の 50 以上、100 分の 200 以下のときは、前年の賃金総額を使ってもよいことになっていますので、よほど賃金見込みに大きな変動がない限り、原則は前年の賃金総額を使用します。

労災保険の概算保険料は、

表 1 の B の全労働者の賃金総額<sup>注1</sup>×労災保険料率 . . . . . ⑤

雇用保険の概算保険料は、

表 1 の A の雇用保険加入者の賃金総額<sup>注1</sup>×雇用保険料率 . . . . . ⑥

⑤ + ⑥ が、今年度の**概算保険料⑦**になります。

**ステップ 5**：確定保険料の過不足を求める。

昨年度納めた概算保険料と確定保険料③の過不足を求めます。

概算保険料 > 確定保険料③の場合は、原則は今年度の概算保険料等に充当されますが、還付請求をすることもできます。

概算保険料 < 確定保険料③の場合は、不足分を今年度の概算保険料と一緒に納めます。

以上が、労働保険の年度更新の書類（6月上旬に送付）「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の書き方です。

注1：金額は、1,000円未満は切捨てです。

#### 【健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額の時決定の手続きについて】

健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額は、毎年7月1日に見直しが行われ、決定した標準報酬月額は、原則としてその年の9月から翌年の8月までの1年間固定されます。ただし、次の者は時決定の対象者から除外されます。

- ・その年の6月1日～7月1日の間に被保険者資格を取得した者（雇われた者）
- ・7月～9月の間に改定（随時改定、育児休業等終了時の改定）が行われる者

標準報酬月額は、4月、5月、6月の3カ月間（報酬支払基礎日数が17日未満の月を除く）に、支払った報酬の額をその月数で除して報酬月額を算定し、「標準報酬月額保険料額表」にあてはめて標準報酬月額を決定します。

表2. 4月～6月に支払った賃金及び報酬月額

	支 払 賃 金				報酬月額 (イ)÷支払月数
	4 月	5 月	6 月	小計 (イ)	
田中さん	200,000 円	220,000 円	210,000 円	630,000 円	210,000 円
佐藤さん	230,000 円	報酬支払基礎日 数が17日未満	220,000 円	450,000 円	225,000 円
・					
・					
・					

上記、表2の計算にもとづき、「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」を作成して、7月10日までに所轄年金事務所等に届けます。

以上